

第4期雲南市農業委員会第20回総会議事録

1. 日 時 平成25年2月21日(木) 13:30~14:30

2. 場 所 木次町 サンワーク木次

3. 出席委員(35名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
9番 高島幹雄	10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	14番 杉山正美
15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	17番 川上蘆求	18番 嘉本輝雄
19番 白築 進	20番 白築美雄	21番 山本博子	22番 藤原克巳
23番 白築 剛	24番 青木征温	25番 名原玲子	26番 小田久義
27番 藤原修至	28番 高田 耕	29番 加藤一郎	30番 廣澤幸博
31番 石橋義明	32番 武田京子	33番 周藤寛洲	34番 橋本 博
35番 陶山直利	36番 勝部有二	37番 板持 庸	

4. 欠席委員(2名) 12番 持田明典 13番 高橋敬二

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 景山修二
主 幹 菊地隆克 副主幹 山中亜希子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第119号 農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について
- ・議第120号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第121号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第122号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第123号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
議 長	ただ今から平成25年第20回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は35名であります。欠席委員は12番持田委員、13番高橋委員から欠

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>席届が出ております。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第20回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、2番永井委員、4番渡部委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・合意解約届出(農地法第18条第6項通知)の受理について ・農地法第5条第1項の規定による届出による受理について ・雲南地区農業委員会連絡協議会総会及び研修会について ・農地パトロール（遊休農地解消）実践研修会について ・標準農作業料金検討協議会の開催について ・雲南市農業経営改善計画認定審査会について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p> <p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第119号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ「議第119号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」説明します。</p> <p>9ページからご覧ください。今回、申請が出ておりますのは、「農事組合法人□□□□」でございます。〇〇町〇〇地内にできた法人でありまして、去る1月27日に創立総会が開催され、</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>1月29日に法人登記が行われました。</p> <p>この法人ができた経過ですが、〇〇町〇〇集落において、昭和53年に団体営の圃場整備事業が取り生まれ、昭和63年には県単事業を活用して水稻の秋作業を中心とした施設整備が図られると共に、集落営農組織を設立されたところです。</p> <p>その後、儲かる農業経営を目指し、経理の一元化と春作業から秋作業に至る一貫的な作業体系が図られ、平成18年10月には「特定農業団体□□□□」が設立され、農地の保全と魅力ある地域農業の発展を目指して来られました。</p> <p>しかしながら、集落内の農業従事者の高齢化と担い手不足が生じ、継続的な耕作地の維持管理をしていくため、法人化へ向けた話し合いが進められ、農事組合法人を創立し、地域の農業を守っていくとの結論に至られ、法人の設立へとつながったところであります。</p> <p>農業生産法人は、農地の権利を有して農地を耕作し、農業経営を行うことが出来る法人であり、農地法第2条第3項で規定されております。農業生産法人には資格要件があり、法人の形態要件、事業要件、構成員の要件、役員要件の4つの要件を全て満たしていなければならないことになっております。</p> <p>法人形態要件と言いますのは、株式会社などの会社法人あるいは農事組合法人などの組織形態であることが必要です。今回は農事組合法人の形態となっております。</p> <p>次に事業要件ですが、主たる事業が農業であることが要件で、農業に係る売上高が3カ年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否かで判断するとされています。今回は、農業経営を目的として設立された法人であります。</p> <p>次に、構成員要件ですが、その法人に対し農地を提供している個人、その法人に常時従事する者、その法人の農作業を委託している個人、産直相手の消費者など一定の範囲内で法人の行う事業と継続的取引関係にある個人・法人等の構成要件となっております。この法人は、13ページにもありますように、26名の構成員で構成されておりますが、全ての方がいずれかの構成員となっております。</p> <p>次に業務執行役員要件ですが、農事組合法人の場合においては、理事は農民たる組合員に限られております。農業生産法人の業務執行役員の過半数の者は構成員であり、法人の農業常時従事者であり、かつ、その過半数を占める業務執行役員の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に60日以上従事することが必要とされています。これについては、農林振興課に確認をしました。</p> <p>以上、4つの要件は全て満たしていると考えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、先ほど会議等の報告事項で説明がありましたように、2月15日に開催された認定審査会において、この法人は認定農業者としても新規に認定を受けておられますのでご承知置ください。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第119号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」は、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第119号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」は、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第120号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>16ページをご覧ください。「議第120号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、面積は853㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当たり450,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号2番ですが、この案件は、昨年ご協議いただきました空き家付き農地の案件です。申請地は〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑で、△△-△は農用地区域内、面積は2筆合計639㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「空き家付農地制度に登録した農地であり、譲受人に譲渡するため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、家庭菜園として耕作したい」ということです。土地代は、△△-△は10a当たり10,000円、△△-△は10a当たり20,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で農用地区域内、面積は579㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「これまで譲受人に作業依頼をしていたが、今後も耕作ができない状況であり、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は、10a当たり250,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも田で農用地区域内、面積は3筆合計3,837㎡、権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、後継者に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は親子であり無償、確認は〇〇委員です。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>以上4件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上4件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第120号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第120号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第121号農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>20ページをご覧ください。「議第121号農地法第4条の規定による許可申請について」です。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は9.90㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地までの通路としていた畑が荒れ地(休耕地)となり、墓地への往来及び永代管理を容易にするため、自宅に近い申請地へ新設移転したい」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員さん、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも田で、面積は9.51㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は山中にあり、参拝するにも道は険しく困難となったので、住居近くに新設移転したい」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。農地区分は「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地」であることから、第1種農地と判断しました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも畑で面積は196㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟42㎡、駐車区画2台分を建設されます。転用理由は、「家族も増え、現在の住宅では狭く、住宅（離れ）を建築する」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は59㎡、申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地進入路です。転用理由は、「進入路が狭く、車ででの通行が不便であるため、申請地を進入路に整備したい」ということです。農用地区域外で確認は板持会長です。農地区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>以上4件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第121号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第121号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>それでは次に、「議第122号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>22ページをご覧ください。「議第122号農地法第5条の規定による許可申請について」です。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は37㎡、権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇△△-△の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇△△-△の□□□□さんです。転用目的は、宅地進入路です。転用理由は、「自宅進入路の幅が狭く、車での通行が不便であるため、申請地を譲り受け拡張したい」ということです。農用地区域外で、土地代は10a当たり1,891,000円、確認は〇〇委員、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は79㎡、権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、宅地拡張で駐車区画2台分を建設されます。転用理由は、「隣接地を求めたが、道路からの進入路がなく、宅地を拡張し、進入路及び駐車場として利用したい」ということです。農用地区域外で、都市計画法の近隣商業地域に指定されています。土地代は10a当たり5,063,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている近隣商業地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。許可条項ですが、第3種農地の転用は原則転用可能となっています。</p> <p>以上2件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
1 番	<p>申請番号1番ですが、宅地進入路は4条の申請の申請番号4番と同じ案件でしょうか。また、この案件と4条申請の申請番号4番は一緒に話がまとまったということでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり同じ案件です。この案件ですが、4条の申請にありました申請番号4番と同じ所での宅地進入路整備でして話はまとまりました。資料の29ページから31ページに図面と写真を付けておりますのでご覧ください。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第122号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第122号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議題123号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の24ページからご覧ください。「議題123号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。</p> <p>今回の案件は28件申請されておりまして、大東町7件、加茂町8件、木次町1件、三刀屋町8件、吉田町2件、掛合町2件であります。</p> <p>いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議をお願いします。また、「議事参与の制限」に該当する申請番号11番、12番、18番、19番の案件がございますので、協議の際、「議事参与の制限」にご配慮ください。14時20分までに、ご協議をお願いします。</p>
議 長	<p>(14時05分から14時20分まで各町ごとに協議)</p> <p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。最初に、議事参与に関わる案件であります申請番号11番、12番、18番、19番を除く案件についてご審議いただきます。</p>
議 長	<p>大東町より順次発表をお願いします。</p>

発信者	議 事 要 旨
29番	大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
6番	加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
5番	木次町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
17番	三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
10番	吉田町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
22番	掛合町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号11番、12番、18番、19番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号11番、12番、18番、19番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号11番、12番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、18番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号11番、12番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表いただきます。</p>

発信者	議 事 要 旨
6 番	許可妥当と判断いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号11番、12番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号11番、12番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>嘉本委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号18番、19番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、26番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号18番、19番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表いただきます。</p>
17 番	許可妥当と判断いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号18番、19番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号18番、19番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、3月の総会は3月21日(木)午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p> <p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
議 長	<p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1) 平成24年度雲南市農業振興施策に関する建議書の回答について</p> <p>(2) 平成25年度標準農作業料金について</p> <p>(3) 農地の賃借料情報提供について</p> <p>(4) 選挙人名簿登載申請結果について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

署名委員

署名委員